

賃金引き上げに向けた 助成金活用セミナー

香川働き方改革推進支援センター
社会保険労務士 荒井 美由紀

目次

1. 香川県働き方改革推進支援センターについて
2. 業務改善助成金
3. 働き方改革推進支援助成金
4. まとめ

香川働き方改革推進支援センター

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、
社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。
相談無料、秘密厳守です。

こんなことで悩んでいませんか？ぜひお気軽にご相談ください。

- 
- ☒ 残業を減らしたい
 - ☒ 36協定の作り方を知りたい
 - ☒ 非正規雇用労働者の待遇を改善したい
 - ☒ 同一労働同一賃金への対応はどうすればよい
か
 - ☒ 就業規則を見直したい
 - ☒ 最賃が上がっているが、どう対応したらよい
か
 - ☒ 従業員が定着せず、人手不足で困っている
 - ☒ テレワークへの対応はどうすればよいか
 - ☒ 助成金を利用したいが、使い方が分からない

住所	〒760-0006 高松市亀岡町1-60 エスアールビル3階
開所時間	平日9:00～17:00 ※年末年始を除く。
電話番号	0120-000-849
FAX番号	087-802-1923
メールアドレス	kagawa@workstylereform.net



【厚生労働省委託事業】（委託先：全国社会保険労務士会連合会）

活用事例①

ハラスメントが職場で起こっている。
上司が恐れて部下への指導がまま
ならない。階層別のハラスメント研
修を実施してほしい。

活用事例②

業務改善助成金書類の申請につ
いてサポートしてほしい。
※こちらで書類の作成や提出代行
は出来ません。

ランク	都 道 府 県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	54 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	56 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	56 円

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合の全国加重平均は 1,176 円となります。この場合、全国加重平均の上昇額は 55 円（昨年度は 66 円）となります。また、上げ率に換算すると 4.9%（昨年度は 6.3%）となります。

香川 1 0 3 6 円 + 5 6 円 = 1 0 9 2 円
岡山 1 0 4 7 円 + 5 6 円 = 1 1 0 3 円
愛媛 1 0 3 3 円 + 5 6 円 = 1 0 8 9 円
高知 1 0 2 3 円 + 5 6 円 = 1 0 7 9 円
徳島 1 0 4 6 円 + 5 6 円 = 1 1 0 2 円

令和8年8月7日時点

業務改善助成金の概要

事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する。



【対象事業場】

・事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること

【助成率】

事業場内最低賃金が 1,050円未満	事業場内最低賃金が 1,050円以上
4/5	3/4

【助成上限額】

引上げ労働者数	50円コース	70円コース	90円コース
1人	30万円（40万円）	40万円（50万円）	90万円（100万円）
2～3人	40万円（70万円）	50万円（100万円）	150万円（240万円）
4～5人	70万円	130万円	270万円
6～7人	90万円	180万円	360万円
8人以上	110万円	230万円	450万円
10人以上	130万円	300万円	600万円

助成対象の例

- 設備投資** ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- コンサルティング** ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
- その他** ▶ 顧客管理情報のシステム化

【助成対象の特例的】

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業者に限り、以下の経費も助成。
・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入



※（ ）書きの上限額は、事業場規模30人未満の事業者が対象。

※ 引上げ労働者数10人以上の助成上限額区分は、原材料費の高騰などの影響を受けている事業者（売上高総利益率又は売上高営業利益率が昨年と比較して3%ポイント減）又は事業場内最賃1,050円未満の場合のみ対象。

令和8年度

国の「業務改善助成金」の支給決定通知を受ける
県内中小企業・小規模事業者の皆様へ

かがわ賃上げ環境整備応援補助金

※この補助金は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。



国の「業務改善助成金」に
上乗せ補助! 最大100万円!

国(厚生労働省)の「業務改善助成金」

事業場内最低賃金を引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



業務改善助成金コールセンター TEL:0120-366-440

国業務改善助成金
支給決定額

県上乗せ補助金

事業者負担分

国の業務改善助成金での助成対象経費のうち、
事業者負担分の1/2 (上限あり) を県が補助

申請受付期間

令和8年9月1日～

令和9年3月17日(必着)



申請・支給の流れ

※予算の範囲内での交付のため、申請期日前に
受付を終了する場合があります。

国の業務改善助成金

申請

交付決定
・事業実施

実績報告
・支給決定

県へ
申請

かがわ賃上げ環境整備応援補助金

申請
・請求

審査

交付決定
・支給

※申請等は香川労働局助成金センターへ
TEL:087-823-0505

※補助上限額等は裏面参照

申請・問合せ先



※申請に必要な様式に関しては香川県ホームページをご覧ください。

香川県商工労働部労働政策課

〒760-8570 高松市番町四丁目1-10 TEL:087-832-3366



(3) 支給要件等

【支給要件】

- ・中小企業/小規模事業者であること

業種	資本金の額または出資総額	常時使用する企業全体の労働者数
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下
上記以外（一般産業）	3億円以下の法人	300人以下

(3) 支給要件等

【支給要件】

- ・ 事業場内最低賃金が「令和8年度地域別最低賃金未満」までであること
- ・ 事業場の最低賃金を50円以上引き上げること
- ・ 解雇・賃金引下げなどの不交付事由がないこと
- ・ 生産性向上に資する機器・設備の導入やコンサルティング等の**生産性向上の設備投資**を行い、その費用を支払うこと

- ☞ 生産性向上設備投資等とは
- ・ 単に**事業場の生産活動の効率化**が図られるものの
 - ・ 事業場の**売り上げ増**が図られるもの事業場の**収益改善**が見込まれるもの

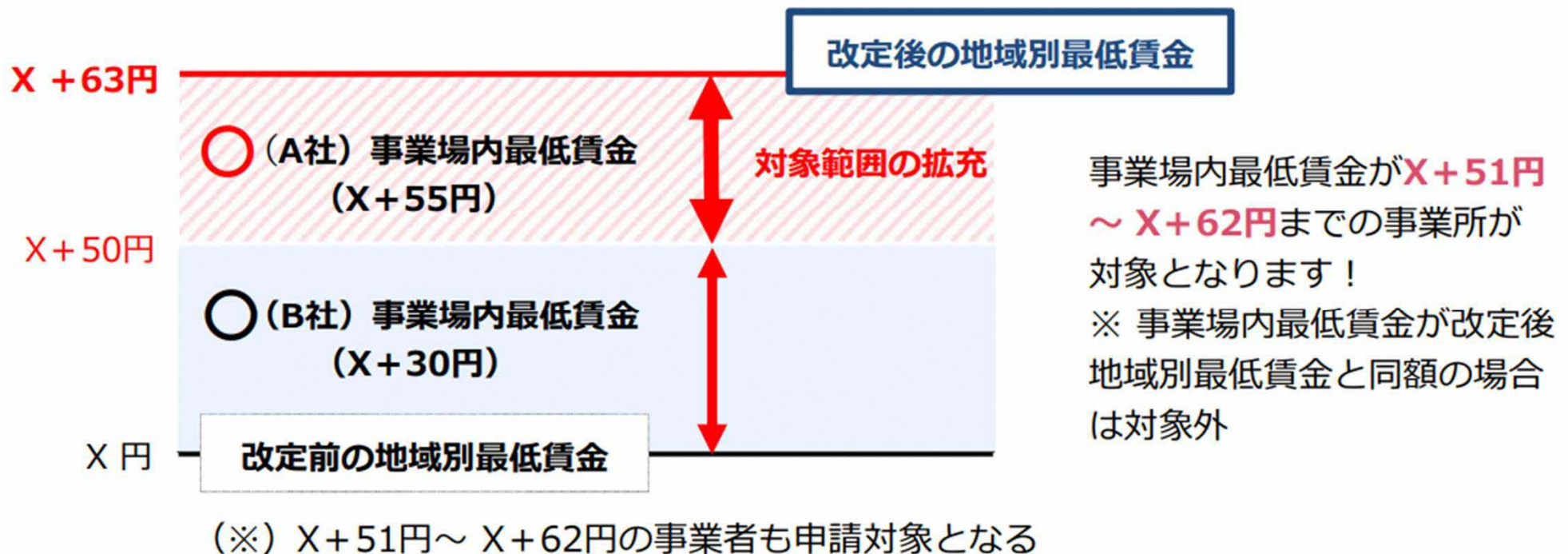
(4) 申請の単位

【申請の単位について】

- 要件を満たした場合、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て工場・事務所など事業場ごとに申請する。

事業場内最低賃金が令和8年度改定後の地域別最低賃金額未満まで の事業所が対象

＜例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円（引上げ額63円）の場合＞



（５）申請期限と賃金引き上げの時期

- ・原則、交付決定された年度の1月31日までに、納品・支払い完了・賃金引上げを実施する必要がある

申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 令和8年度地域別最低賃金 の発効日の前日まで又は同 年11月末日までのいずれ か早い日	令和8年9月1日～ 令和8年度地域別最低賃金 の発効日の前日	令和9年1月31日

(6) 費用（助成対象経費） 助成の例

設備投資

- ▶（飲食業）POSレジシステム、セルフレジ、食器洗浄機、珈琲焙煎機、オーブン、掃除ロボット、自動茹で麺機
- ▶（旅館業）インカム、電気式フライヤー、火式グリラー
- ▶（製造業）ボイラー、フォークリフト、ラベルプリンタ
- ▶（福祉業）見守りカメラ、センサー、昇降式介護浴槽、食器消毒保管庫、汚物流し設備設置工事、福祉車両
- ▶（建設業）測量機器、岩石・選別グラップル、油圧ショベル
- ▶（その他）農作物切断機、オートシャンプー機

コンサルティング

- ▶ 専門家によるコンサルティング

その他

- ▶ 顧客管理情報のシステム化

（ 7 ） 活用例 （接客・飲食）

【設備投資の内容】

POSレジシステム、自動釣銭機等

【生産性向上の効果】

○導入前

入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、
作業時間が長くなっていた

○導入後

清算業務が自動化され時間短縮されることにより、
顧客の回転率も向上



導入事例	事業内容	助成金支給額	1台当たりの総事業費
POSレジシステム	玩具小売り、自転車販売、食料品小売業等	70万円～200万円	100万円～700万円程度
自動釣銭機	日用品・雑貨・園芸等小売、一般食品小売業等	70万円～100万円	100万円～400万円程度

（７） 活用例（接客・飲食）

【設備投資の内容】
配膳ロボットの導入

【生産性向上の効果】

○導入前

アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食（両手）分の配膳しかできなかつたりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができない

○導入後

配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られた。



配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に縮減

(7) 活用例 (導入設備)



簡易ボイラ



POSレジ



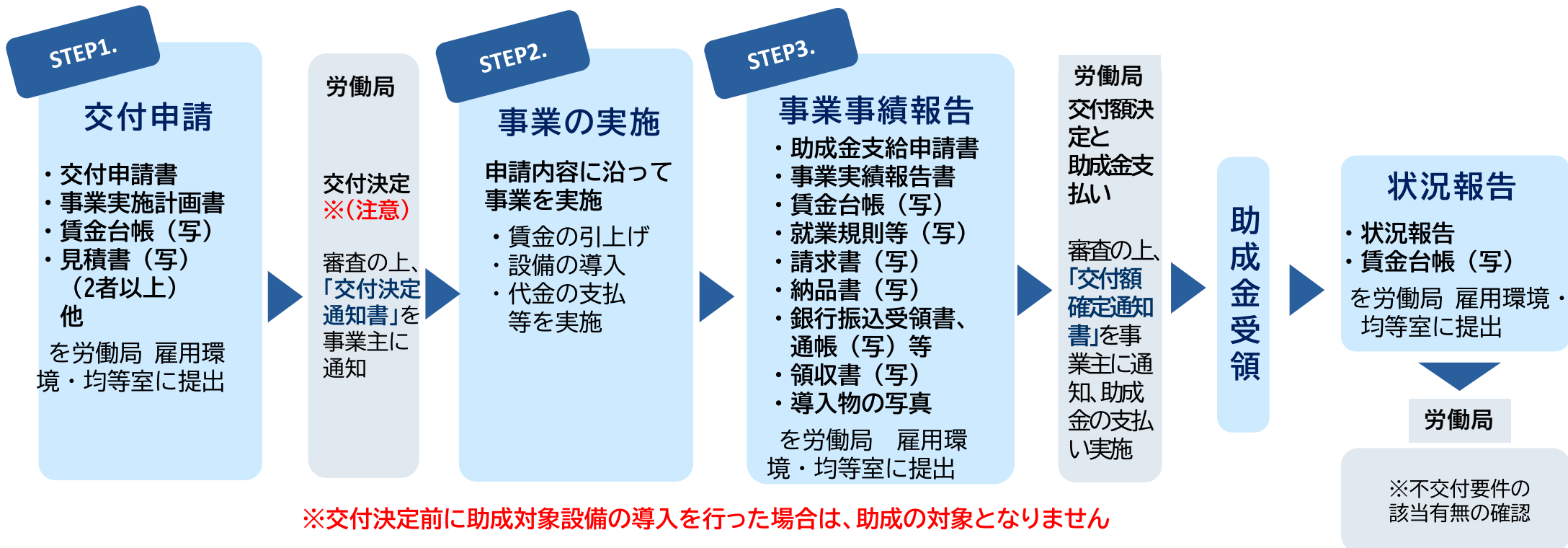
DTFプリント



菓子製造機

(8) 手続きの流れ

- ・ 事業場所在地を管轄する労働局に対し、所定の様式で交付申請を行う
- ・ 労働局による審査を経て、交付決定後、申請内容に沿った事業を実施する
- ・ 賃金引上げ、納品、導入物の支払い終了後、労働局に事業実績報告と支給申請を行う
- ・ 労働局による審査を経て、補助金を支給



※交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません

(9) 計算方法

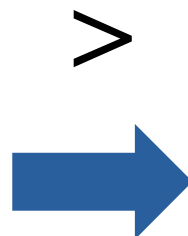
【助成額】

生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に助成率を乗じた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となる。

【例】（事業場規模30人未満の事業者）

- ・ 事業場内最低賃金が1,040円
→ 助成率 4 / 5
- ・ 8人の労働者を1,130円まで引上げ(90円コース)
→ 助成上限額450万円
- ・ 設備投資などの額は600万円

480万円
(=600万× 4 / 5)
(設備投資費用×助成率)



450万円
(=助成上限額)
(90円コースの助成上限額)
支給額 450万円

(10) よくあるご質問と注意点



賃金引上げ対象者

- ➡ 雇い入れ後6月を経過した労働者の賃金引き上げを前提
- ➡ アルバイトでも可、ただし、雇用保険加入が必要



支給決定後の変更

- ➡ 支給決定後の変更は不可



事前計画の策定

- ➡ 計画に基づいた設備投資・賃金引上げでなければ助成対象外

職場環境改善のための経費



- ➡ 熱中症防止対策として、エアコン設置、空調服は不可

働き方改革推進支援助成金とは？（1／2）

生産性向上とともに労働時間の削減等に取り組む中小企業・小規模事業者や傘下の企業を支援する事業主団体等を支援する制度です。

◆ 労働時間短縮・年休促進支援コース

働き方改革推進支援助成金とは？（2／2）

各コースごとに成果目標を設定



成果目標の達成に向けて助成対象となる取組を実施



成果目標を達成



助成上限額の範囲内で取組費用を助成

助成対象となる事業主

- ① 労働者災害補償保険の適用事業主
- ② 以下 A、B のいずれかに該当する中小企業事業主

業 種		A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業	小売業、飲食店など	5,000万円以下	50人以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊店、医療、福祉など	5,000万円以下	100人以下 (※)
卸売業	卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	農業、建設業、製造業、運輸業など	3 億円以下	300人以下

(※) 医業に従事する医師が勤務する病院等は300人以下

① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。 【助成上限額：最大150万円】

事業実施後に設定する 時間外労働と休日労働 時間の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において 時間外労働と休日労働の合計時間数を 月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において 時間外労働と休日労働の合計時間数を 月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の 合計時間数を月60時間以下に設定	150万円	100万円
時間外労働と休日労働の 合計時間数を月60時間を超え 月80時間以下に設定	50万円	

◎ 36（さぶろく）協定とは
労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされ、また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされていますが、法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結と、所轄労働基準監督署長への届出が必要となります。

③ 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。

【助成上限額：25万円】

◎ 年次有給休暇の計画的付与制度とは

年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定により、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。計画的付与制度の導入には、以下の対応が必要となります。

- ① 就業規則に「労働者代表との間に協定を締結したときは、その労使協定に定める時季に計画的に取得させることとする」などのように定めること。
- ② 労働者の過半数で組織する労働組合または労働者の過半数を代表する者との間で、書面による協定（計画的付与の対象者、対象となる年次有給休暇の日数、計画的付与の具体的な方法、年次有給休暇の付与日数が少ない者の扱い、計画付与日の変更）を締結すること。

④ 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、特別休暇※のいずれか1つ以上を新たに導入すること。

【助成上限額：25万円】

※設定改善指針に規定された、特に配慮を必要とする労働者に対する有給の休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇 etc…）

◎ 時間単位の年次有給休暇制度とは

年次有給休暇は原則1日単位ですが、労使協定の締結等により、年5日の範囲内で、時間単位での取得が可能となります。

時間単位の年次有給休暇制度の導入には、以下の対応が必要となります。

- ① 就業規則に年次有給休暇の時間単位での付与について定めること。
- ② 労働者の過半数で組織する労働組合または労働者の過半数を代表する者との間で、書面による協定（時間単位年休の対象者の範囲、時間単位年休の日数、時間単位年休1日分の時間数、1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数）を締結すること。

⑥ 賃金の引上げ達成時の加算額

・ 常時使用する労働者数が30人を超える中小企業事業主の場合

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3％以上引き上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円 (上限60万円)
5％以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)
7％以上引き上げ	36万円	72万円	120万円	1人当たり12万円 (上限360万円)

・ 常時使用する労働者数が10人以上30人以下の中小企業事業主の場合

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3％以上引き上げ	6万円	12万円	20万円	1人当たり2万円 (上限60万円)
5％以上引き上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)
7％以上引き上げ	72万円	144万円	240万円	1人当たり24万円 (上限720万円)

⑥ 賃金の引上げ達成時の加算額

・ 常時使用する労働者数が10人未満の中小企業事業主の場合

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3%以上引き上げ	6万円	12万円	20万円	
5%以上引き上げ	60万円	120万円	200万円	
7%以上引き上げ	90万円	180万円	300万円	

助成対象となる取組（1／2）

① 労務管理担当者に対する研修（※勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修を含む）

管理職等に対して、労働時間等の設定の改善の必要性等について周知を図るため、外部の講師を招き研修を実施すること etc..



② 労働者に対する研修（※同上）、周知・啓発

労働者に対して、労働時間等の設定の改善の必要性等について周知を図るため、外部の講師を招き研修を実施すること、ノー残業デー、ノー残業ウィークの実施 etc..



③ 外部専門家によるコンサルティング

外部専門家による業務体制等の現状の把握、問題点・原因の分析、対策の検討・実施 etc..



④ 就業規則・労使協定等の作成・変更

時間外労働の上限設定や特別休暇、時間単位の年次有給休暇制度の創設等を行うために必要な就業規則・労使協定等の作成・変更、届出。

助成対象となる取組（2／2）

⑤ 人材確保に向けた取組

- ・ 求人情報サイトや求人情報誌、新聞等への求人広告の掲載、合同企業説明会への出展、求人パンフレット
- ・ ダイレクトメール等の作成、人材採用に向けたホームページの作成・変更 etc..

⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル運行記録計の導入・更新



- ・ 勤怠管理ソフトウェア等の導入・更新、事業場独自の勤怠管理ソフトウェアの開発 etc..
- ・ 労働日ごとの始業・終業時刻を記録することができるICカード、ICカードの読取装置等の導入・更新。
- ・ 車載機器として、車載器本体等の購入、事業場用機器として、分析ソフトウェア等の導入・更新。

⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

- ・ 入出荷と在庫管理を連動させ業務の効率化を図る（倉庫業）
- ・ POS装置を導入し在庫管理の負担を軽減する（小売業）
- ・ 業務システムを導入し生徒の成績管理等の業務の効率化を図る（学習塾経営）



製造業 A 社



【成果目標】36協定の見直し（助成上限額：100万円）

時間外労働と休日労働の合計時間数が月70時間超

→ 時間外労働と休日労働の合計時間数を月50時間に設定

- ・ ICカード型タイムレコーダーと就業管理ソフトを導入して労務管理を効率化
- ・ 貨物ローダーを導入して製品の搬入・搬出作業を効率化
- ・ 36協定の見直しを行い、時間外労働を短縮

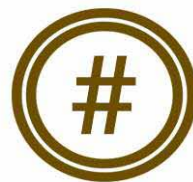
導入費用

80
万円



助成率

$\frac{3}{4}$ [75%]



×

=

働き方改革
推進支援助成金

60
万円



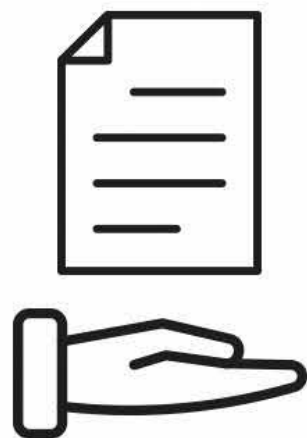
対象外の経費

1.単なる経費削減のための経費
(LED電球への交換など)

2.職場環境を改善するための経費
(エアコン設置、執務室の拡大など)

3.通常の事業活動に伴う経費
(事務所借料、光熱費、消耗品など) など

申請から支給までの流れ（1／5）

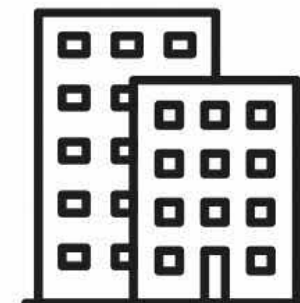


事業場



交付申請書等の提出

※場合によって必要な添付資料があります。



労働局

交付申請書等を最寄りの都道府県労働局に提出。

申請から支給までの流れ（2／5）



事業場



交付決定



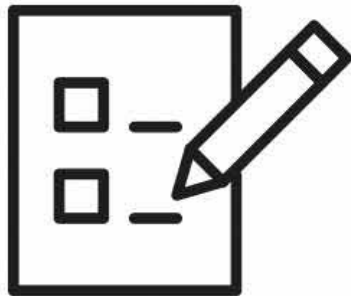
労働局

書類審査を経て、提出した計画に沿って事業を実施。

※交付決定前に実施した事業（機器の購入等）については助成の対象となりませんのでご注意ください。

申請から支給までの流れ（3／5）

事業場



支給申請書等の提出

労働局



書類の審査
支給決定

労働局



助成金の支払い

交付申請期限、事業実施期間、支給申請期限

交付申請期限	2026年11月30日（月）まで
事業実施期間	2027年 1 月31日（日）まで
支給申請期限	以下のいずれか早い日
	事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 2027年 2 月 5 日（金）

ご清聴ありがとうございました。

後日の訪問コンサルティングによる無料支援をご希望の方は、香川働き方改革推進支援センターまでご連絡ください。